

[事案 2021-2] 新契約無効請求

・令和3年12月1日 和解成立

<事案の概要>

募集人から介護医療保険料控除について誤った説明を受けたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年8月に契約した終身医療保険（健康祝金特則付）について、契約した年から介護医療保険料控除が適用限度満額受けられる保険契約を希望したにも関わらず、そのような契約でなかったことから、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、健康祝金があるタイプの契約は、健康祝金分の保険料は一般生命保険料として扱われるため、祝金がないタイプの契約と保険料が同額であっても、介護医療保険料控除額は下がる旨を口頭で説明している。
- (2)申立人は、介護医療保険料控除を受けたいという希望を募集人に伝えていたが、募集人は、適用限度額を満額使い切りたいという意向ではなかったと認識している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。